

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、オンライン開催とさせていただきます。

本日は、加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長をお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第143回個人情報保護委員会を開催いたします。

はじめに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、3月31日に開催した第141回委員会及び4月28日に開催した第142回委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○岡企画官 第141回の議題は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する統計データ等の提供について」です。また、第142回の議題は、「新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方」及び「監視・監督について」です。いずれも事務局から御説明を行い、御了承をいただきました。

報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

本日の議題は7つです。

まず、議題1「令和元年度年次報告（案）について」と議題2「令和2年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」は相互に関連いたしますので、一括して取り扱いたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和元年度年次報告（案）、令和2年度個人情報保護委員会活動方針（案）については、事前に資料を御確認ください、多くの御指摘をありがとうございました。

年次報告は個人情報保護法第79条において、委員会は毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告しなければならないと規定されていることを踏まえ、毎年取りまとめを行っているものです。本日、御了承いただきましたら、今後、閣議請議等の手続を経て国会へ報告の上、公表することとなるものです。

資料1-1、年次報告（案）の概要につきまして、1ページ目、個人情報保護法等の一部を改正する法律案を国会に提出したこと、また、青い枠の下から4行目でございますが、勧告を5件行ったことを比較的大きなポイントとして盛り込んでいます。

2ページ目以降に、マイナンバー関係の監視・監督事務、国際協力、広報・啓発等についても、令和元年度も数々の課題に対応したことを記載しています。

資料1-2、年次報告（案）の本文については、いただいた御意見を全て反映しました。なかでも、監視・監督等の実績には、前年度比を入れてはどうかとの御意見を踏まえ、本文の付章における監視・監督や相談の実績の表のうち、主要な数値が書かれた欄には前年度の実績値も記載することとしました。

次に、資料2-1、令和2年度個人情報保護委員会活動方針（案）の概要につきまして、1枚目の上半分に「令和元年度における委員会の取組」とある部分は、ただいま御説明した年次報告（案）の内容を要約して記載しています。

1枚目の下半分には「令和2年度における委員会の取組の基本的な考え方」として、今年度の取組の方針をまとめており、それを具体化したのが2枚目となります。

2枚目、青い部分には「個人情報保護法関係」として、国会に提出した改正法案の国会審議や政省令の整備等を記載しています。緑の部分には「マイナンバー法関係」、ピンクの部分には「国際協力」、そして黄色の部分には「共通事項」として、今年度は、新型コロナウイルス感染症に係る対応を盛り込みました。国民の疑問に的確に応えるべく、委員会ウェブサイトにおいて適時適切に、積極的に発信していくことや、国際会議等への積極的な参加等を通じて情報収集を行い、国内外に発信すること等としています。

資料2-2、活動方針（案）の本文についてもいただいた御意見は全て反映しました。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「官民通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方について」、事務局から説明をお願いいたします。

○池田企画官 それでは、資料3「官民通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方」につきまして、御説明申し上げます。

まず、本件の経緯について、1に基づき、御説明申し上げます。

官民を通じた個人情報の取扱いについては、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの議論でも挙げた論点でございます。制度改正大綱では、「関係省庁等の協力を得つつ、主体的に検討を行っていく必要がある」とさせていただいたところでございます。

本件に関しては、既に内閣官房副長官補室主催の「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」における検討や、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」における意見交換が進められているところでございます。

この資料は、このような議論の状況を踏まえまして、今後の本件に係る検討の方向性等についてお諮りするものでございます。

今後の対応につきまして、2を御覧ください。

まず、官民を通じた個人情報保護制度の見直しは、当委員会の所掌にとどまらないことから、政府全体として関係省庁が連携して検討を進める必要があり、当委員会もその中で積極的かつ主体的に参画する必要があるとさせていただいてございます。

その上で、タスクフォースについてでございますが、当委員会としても個人情報保護法を所管する立場から、引き続き積極的に議論の取りまとめ及び法案作成等に参画することとすとしております。

2 ページ目をお願いいたします。懇談会につきましては、今後、個人情報保護条例の在り方について、実務的論点の整理を行うこととしてございますが、官民を通じた個人情報の取扱いという観点でタスクフォースと共通する課題を扱う必要がございます。個人情報保護政策全体のあるべき姿を目指す上では、両者の整合ある検討が必要です。したがって、今度は懇談会における実務的論点の整理を踏まえて、しかるべき場において制度的観点からの検討を行うとともに、地方公共団体側と協議する方向で検討するとさせていただきます。

特に、懇談会については、あくまで実務的な論点の整理を行う場としております。その後の制度的観点からの検討等については、懇談会以外の場で、今後、検討等を行うことを想定してございます。

続きまして、検討を行うに際しての当委員会としての考え方について、3 を御覧ください。

まず、「(1) 基本的考え方」では、冒頭、個人情報保護法の目的でもある「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を第一に検討がなされる必要があるとしてございます。また、我が国の個人情報保護法制について、今後、官民を通じて調和、統一化を図っていく必要があると考えられ、具体的には、本人から見ても、事業者から見ても、調和が取れ簡明であるような「規律」と「運用体制」に見直すことが、まずは重視されるべき方針であると考えさせていただきます。

3 ページ目の「(2) 当面の検討における着眼点」では、基本的考え方にに基づき、当面、早急に整備を行うべき論点を整理してございます。なお、今後の議論においては、この着眼点以外にも整備すべき論点は当然出てくるものと考えてございます。

その上でございますが、具体的には、まず、「個人情報の定義」については、今後、調和を図っていく方向で検討すること、「非識別加工情報」については、匿名加工情報と名称を統一する方向で検討すること、「先行的に規律の調和を図るべき分野」として、官民で差異を設ける必要性が低く、ニーズの高い分野について個人情報の取扱いについて、先行的に官民での統一を図ることも考えられること、続きまして4 ページ目、「学術研究分野の取扱い」として、今後、憲法が保障する学問の自由や、現行の運用に適切に配慮しつつ、学術研究目的時の適用除外規定の在り方について検討を行うことが必要であること、「個人情報保護に係る運用・執行体制」として、公的分野についても、制度の調和とともに運用・執行について当委員会が関与することで、初めて個人情報保護法制全体の調和が実現すると考えられ、その方向からあるべき姿を検討していくことが必要であること、「地方公共団体との検討の調和」として、規律と制度運用の両面において、官民を通じた個人情報保護制度の全体としての調和を図っていく必要があることから、その際には、地方公共団体に十分に配慮し、地方の意見をよく聞きながら、検討・協議を進めていく必要があることなどを記載させていただいております。

本日、本考え方について御審議いただき御了承いただきましたら、公表させていただく

とともに、本考え方に従って関係省庁とともに取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願ひをいたします。

大島委員、お願ひいたします。

○大島委員 これまで、内閣官房におけるタスクフォースや、当委員会で開催しております懇談会等、検討が進められていることを歓迎したいと思います。

個人情報 の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的に照らし、まずは個人の目線に立って、法制全体の調和を図っていくとの基本的な考え方が重要かと思ひます。

引き続きしっかり検討をしていきたいと思ひます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかありますか。

中村委員、お願ひいたします。

○中村委員 地方公共団体の個人情報保護制度に関する議論における地方自治への配慮の重要性についてコメントいたします。「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」においては、12月の発足以来、実態調査も行いながら、実務的論点の整理を行ってきたところですが、今後、どのような制度にしていくのかという論点に議論が移っていくことになると思ひます。この場合大事なのは、個人情報保護法制の調和を進めるという方向性を踏まえつつ、国と地方の役割分担の在り方について議論を深め、地方公共団体の特性に応じた対応を要する部分を正しく見極めていくことではないかと思ひます。

その意味で、引き続き、地方の自主性を尊重し、地方公共団体の意見もよく聴きながら丁寧に議論や議論の整理を進めることが重要であると思ひます。

以上です。

○丹野委員長 お二人の委員から意見をいただきました。

ほかにどなたかありますか。よろしいでしょうか。

公的分野の個人情報の在り方については、いわゆる3年ごと見直しにおいても、ヒアリング等で多数の御意見をいただくなど、関心の高かった論点でありまして、昨年12月に公表したいわゆる3年ごと見直しの制度改正大綱においても、検討を行っていく旨を記載したところです。今後、この考え方を踏まえつつ、一元化への道筋を明確にすることが重要だと思ひます。関係省庁とともに精力的に検討を進めてまいりたいと思ひます。

それでは、原案のとおり了承してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、原案のとおり了承いたします。よろしくお願ひいたします。

※ なお、欠席の藤原委員から、「地方公共団体との検討の調和について、資料3に示されているように、地方の意見をよく聴くことが肝要と思われる。個人情報保護条例における分権的運用にはそれなりの事情・成果もあること、医療・介護等は個別法で

処理すべき問題であると思われること、個人情報保護委員会が地方での運用について地方公共団体の長と並びで権限を持つことは考えられることである」という旨の意見の提出があった。

次の議題に移ります。

議題4「令和2年度検査計画等について」、事務局から報告をお願いいたします。

○梶原企画官 今年度の検査実施方針といたしまして、行政機関等に対する検査については、定期的な検査に関する規則に基づいて検査を実施させていただきたいと考えております。地方公共団体等に対しては、選択的に検査を実施するとともに、検査項目を絞ったレビュー検査を積極的に実施するなどして、多数の検査対象団体に対して、効果的かつ効率的に検査を実施したいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、検査の実施に当たっては、電子媒体による資料徴求や電話、メールを利用した手法を活用した検査を実施するとともに、感染拡大の状況を踏まえ、必要に応じて柔軟に計画を見直すこととしております。

資料4-2についてでございますが、検査計画（案）のとおり、今後、地方公共団体への検査については、レビュー検査に注力したいと考えておりますが、グッドプラクティスを挙げることで、各地方公共団体が参考として取り組んでいただきたいという趣旨で、これまで行政機関等・地方公共団体等へ実施した検査結果の公表資料として、こちらの資料を公表したいと考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。御意見ないでしょうか。

それでは、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、原案のとおり決定いたします。事務局におかれては所要の手続を進めてください。

次の議題に移ります。

議題5「マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について」と議題6「マイナンバーガイドラインの改正案について」は相互に関連するので、一括して取り扱いたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○梶原企画官 まず、議題5でございますが、資料5-1、本件につきましては、第140回委員会で御審議いただいた、情報連携のために用いられる取得番号の取扱いについてのガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編及び事業者編）の改正告示案への意見募集結果でございます。

今回、3月25日から4月23日まで意見募集を行い、4人の個人の方から4件の御意見をいただきました。そのうち、今回の意見募集に直接関係があると思われる御意見は2件ございました。意見募集結果に基づく改正案の修正はございません。

寄せられた御意見に対する考え方は、別紙のとおりとなっております。そして、以上を踏まえました改正案が資料5-2及び5-3となります。この改正案につきまして御承認いただけたら、公布日の施行とする予定でございます。

そして、議題6「マイナンバーガイドラインの改正案について」でございますが、資料6-1でございます。このガイドラインの改正の趣旨としましては、デジタル手続法の施行に伴う番号法の改正により、これまで個人番号の通知等に用いられていた通知カードが本年5月25日に廃止されることとなったことから、マイナンバーガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編及び事業者編）について、について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は資料6-2及び6-3でございますが、通知カードが廃止されることに伴い、本人確認等の項目において通知カードに係る記載を削除すること、また、通知カードの取扱いに関する経過措置が定められたことから、当該経過措置に関する記載を追加することとしております。

なお、この改正は、法改正に伴う軽微な変更であるため、意見募集の対象ではございません。

本改正案につきまして、御承認いただけたら、通知カードの廃止の規定が施行される5月25日に公布・施行することとしたいと考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。これでよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、原案のとおり決定いたします。事務局におかれましては、所要の進捗を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題7「個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について報告させていただきます。

具体的には資料の1ページ目のとおり、2点ございます。

まず、1点目は、日EU相互認証と米EUプライバシー・シールドを活用した個人データ移転の促進策に関しての企業への実態調査についてです。当委員会から提案してきたこの日米欧間の個人データ流通の促進策については、これまで日米欧の3極で対話を行ってきたところですが、引き続き対話を進め、その議論に資するため、企業における個人データ移転の実務や課題認識等について、当委員会において実態調査を進めていきたいと考えております。

2点目は、OECDにおける取組についてです。現在、行われているOECDプライバシーガイドラインの実施状況に関するレビューに当たり考慮すべき要素として、日本から提案していたデータローカライゼーション及び著しく過剰なガバメントアクセスの議論についてです。

こちらは、現在、OECD事務局において、この議論の一環としてデータローカライゼーションやガバメントアクセスに関して、ファクトや論点整理等を行うための基礎調査が行われているところであり、この4月に開催されたOECDのデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会において、当該調査の進捗や概要が共有されたところです。

今後、この基礎調査等に基づき、OECDにおいて議論が続けられる見込みであり、引き続き、当委員会からも積極的に議論に参画していきたいと考えております。

報告は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員。

○熊澤委員 報告ありがとうございます。

コロナ禍にもかかわらず、当委員会の働きかけによって、少しでも進展させていることを評価したいと思います。引き続き、粘り強く対話を進めていきたいと思っております。

以上です。

※ なお、欠席の藤原委員から、「データに基づいた議論の重要性に鑑み、実態調査を行うことは重要と考える」という旨の意見の提出があった。

○丹野委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

これをもちまして、本日の会議を閉会といたします。